

# 平成23年度振興公社決算報告

6月の定例町議会において(株)津別町振興公社及び(株)相生振興公社の平成23年決算が報告されました。これらの公社は、町が出資しているもので、地方自治法の規定により事業報告並びに決算書の提出を行うことが義務付けられています。今回、報告があった概要をお知らせします。

## 相生振興公社



「あいおい物産館」の営業においては、11年目を迎えることとなり、平成15年8月に「道の駅」として登録されて以来、来場者は順調に推移して参りました。しかし本年度は、昨年3月に発生した東日本大震災の影響により、売上は対前年比で7・8%減の円減という結果になりました。

主要事業である「あいおい物産館」の営業においては、11年目を迎えることとなり、平成15年8月に「道の駅」として登録されて以来、来場者は順調に推移して参りました。しかし本年度は、昨年3月に発生した東日本大震災の影響により、売上は対前年比で7・8%減の円減という結果になりました。

### 相生 損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 単位:千円

収入の部	
店舗販売事業収入	88,260
公共施設管理事業収入	3,677
事業外収入	62
特別利益	0
収入合計	91,999
支出の部	
店舗販売事業原価	62,092
公共施設管理事業原価	4,736
一般管理費	24,525
支出合計	91,353
税引前当期利益	646
法人税等充当額	221
当期利益	425

## 津別町振興公社



公共施設の清掃・管理業務については、日常清掃業務8施設、特別清掃業務14施設、施設管理業務10施設、公園管理業務7施設、公衆浴場管理業務1施設、道立施設管理業務1施設は、ほぼ当初の計画どおり事業を行いました。また新規事業として受託した多目的活動センター(さんさん館)夜間施設管理業務は、計画どおり

事業を行いました。グレステンスキー業務については、昨年度に引き続き、5月10日までの土・日曜日、祝祭日及び夏休み期間中の営業とし、営業日数89日(前年度146人)と昨年度を下回る実績となりました。これらの業務を行いました。53名の人員体制で業務を行いました。

### 津別町 損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 単位:千円

収入の部	
清掃管理事業収入	108,072
道立の森事業収入	7,910
グレステンスキー事業収入	1,486
事業外収入	249
特別利益	80
収入合計	117,797
支出の部	
清掃管理事業原価	91,547
道立の森事業原価	5,395
グレステンスキー事業原価	1,337
一般管理費	17,262
特別損失	0
支出合計	115,541
税引前当期利益	2,256
法人税等充当額	0
当期利益	2,256

## 農地賃貸料の公表について

昨年の賃貸料については次のとおりとなっておりますので、農地の賃貸借の参考としてください。

平成23年1月～12月までに締結(公告)された賃貸料 (単位:円/10a当り)				
地区	平均額	最高額	最低額	データ数
東岡	6,217	10,000	3,400	6
活汲・岩富 達美	7,752	10,000	5,000	14
最上	2,356	8,000	1,000	14
高台・豊永	8,330	10,526	5,000	10
美都・上里	4,006	6,500	2,272	7
共和	6,908	10,000	3,000	19
恩根・栄・双葉	4,571	8,000	2,000	7
沼沢・本岐 木樋・二又	2,834	5,000	2,000	15
大昭・布川 相生	5,000	6,000	3,000	4
津別町平均 額(参考)	5,374			96

参考 畑の標準賃貸料  
上の畑9,000円 中の畑6,000円 下の畑3,000円  
(採草地は畑の価格の75%とする)

## 障害年金の所得状況届は 7月末までに

障害基礎年金の所得状況届が日本年金機構より送付されます。

所得状況届は、引き続き障害年金を受ける権利があるかどうかを確認するもので、毎年7月末までに役場に提出していただきます(提出されない時は、年金の支給を一時停止する場合があります)。

また、障がいの程度を確かめる必要のある方については、診断書の用紙が同封されます。7月中に病院で受診し、医師の記入を受けてから、役場に提出してください。

所得状況届提出先及び問い合わせ先

保健福祉課 戸籍・年金担当  
☎76-2151 (内線222・223)

問い合わせ先

北見年金事務所 ☎0157-33-6008

## 町内家屋の全棟調査について

町では、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を実施します。新築・増改築の未届出による課税漏れ、取り壊し等の状況を調査します。

既に課税されている家屋との、公平で適正な課税を図るための調査です。



### 調査の方法

1. 町の家屋課税台帳の登録内容(所在、種類、構造、床面積等)に基づき実施します。
2. 外観(外周)調査をし、状況により敷地内に立ち入ります(原則、家屋の中には入りません)。
3. 所有者が不在でも確認させていただきます。
4. 所有者の確認のため、お尋ねする場合があります。

### 調査員は

1. 町職員が2人1組で調査を実施します。
2. 職員は身分証を携帯し、腕章・名札を着用しています。

問い合わせ先 住民企画課税務収納グループ ☎76-2151 (内線221)

### 調査後の対応について

1. 調査の結果、台帳と現況が異なる場合は所有者に確認しながら事務を進めます。
  - (1) 未課税家屋等については、平成25年度から課税対象になります。
  - (2) 滅失家屋等については、平成25年度から課税除外とします。

未登記家屋の取得(新築・増築・売買)や取り壊しがあった場合は、役場に届出をお願いします。